

エンドユーザー使用許諾契約書

本製品の使用を開始する前に、このエンドユーザー使用許諾契約書 (以下「本契約書」) を注意してお読みください。

お客様への注意 – 本契約書は、一般社団法人 FLIP コンソーシアム (以下「FLIP コンソーシアム」) と FLIP ROSE ver.7 シリーズ スタンドアローン版および LAN 対応版 (以下「本製品」) を使用できる者として第 1 条 (1) に定めるお客様の間で締結される拘束力のある法的契約書です。

お客様は、本製品を購入する際に、別に定める FLIP ROSE ver.7 シリーズ (スタンドアローン版、LAN 対応版) 一般取引条件 (以下「一般取引条件」) を理解し、同意しているものとします。

本製品は、第 1 条 (6) に定義するサポート会員サイトまたは第 1 条 (7) に定義するダウンロードサイト上からソフトウェアファイルをダウンロードする形式で提供されます。

お客様は、FLIP コンソーシアムの提供する本製品のプロテクト用 USB 型 dongle キー (以下「プロテクトキー」) のパッケージを開封した時点、または、サポート会員サイトもしくはダウンロードサイトへのログイン用 ID およびパスワード (以下「ログイン ID・パスワード」) を記載した通知書 (以下「ID・パスワード通知書」) の封筒を開封した時点で、本契約書の条項に拘束されることに同意したものとみなされます。本契約書に拘束されることに同意しない場合、プロテクトキーのパッケージおよび ID・パスワード通知書の封筒を未開封のまま FLIP コンソーシアムまで速やかに返送してください。

本製品は、著作権法および著作権に関する条約をはじめ、その他の知的財産権に関する法律および条約によって保護されています。FLIP コンソーシアムは、お客様に対して、本契約書に基づき本製品を使用する権利を許諾するものです。お客様は、本契約書に従って本製品を使用できますが、プロテクトキーを除く本製品に関する著作権その他の知的財産権は全て国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所、一般財団法人 沿岸技術研究センター、井合 進、上田 恭平、および一般社団法人 FLIP コンソーシアム (以下「本件著作権共有者」) に帰属しており、本契約書に明示的に記載されていない限り、いかなる権利もお客様に帰属するものではありません。なお、本製品に含まれる本件著作権共有者が著作権を有しない第三者のマテリアルおよびプログラムについては、プロテクトキーを除き、本契約書の効力は及びません。

第 1 条 (定義)

- (1) 「お客様」とは、日本国内の法人、団体、または個人を指します。
- (2) 「本製品」とは、「FLIP ROSE ver.7 シリーズ スタンドアローン版」および「FLIP ROSE ver.7 シリーズ LAN 対応版」をいい、電子形態、印刷形態等、媒体を問わず、サポート会員サイトまたはダウンロードサイトより取得できるソフトウェアであるコンピュータ・プログラム、そのマニュアル、関連書

類、またはそれらの部分、プロテクトキー、さらに将来において FLIP コンソーシアムが提供する関連アップデート等の全てを含みます。

- (3) 「ソフトウェア」とは、本製品に関してサポート会員サイトまたはダウンロードサイトより取得できるコンピュータ・プログラムおよび将来において FLIP コンソーシアムが提供する関連アップデート等を指します。
- (4) 「プロテクトキー」とは、FLIP コンソーシアムが本製品であるコンピュータ・プログラムを起動するためのライセンスを与えたプロテクト用 USB 型 dongle キーを指します。
- (5) 「サポートサービス」とは、別に締結する FLIP ROSE ver.7 シリーズ サポートサービス契約（以下「サポートサービス契約」）にて定める FLIP コンソーシアムがお客様に提供するサービスを指します。
- (6) 「サポート会員サイト」とは、別途サポートサービス契約にて定める FLIP コンソーシアムが提供するウェブサイトを指します。
- (7) 「ダウンロードサイト」とは、本製品を購入する際にサポートサービス契約を締結しないお客様に FLIP コンソーシアムが提供する本製品をダウンロードするためのウェブサイトを指します。
- (8) 「ダウンロード有効期間」とは、別途一般取引条件に定める期間を指します。
- (9) 「本契約」とは、本契約書に基づく FLIP コンソーシアムとお客様の間で締結される契約を指します。

第2条（本製品の著作権）

FLIP コンソーシアムは、お客様に対し、本契約書の条項に従い、また、本契約書に沿って、本製品を使用する、限定的、非独占的、譲渡不可の世界共通ライセンスを許諾します。

ライセンスは下記の条件に基づき付与されます。

- (1) お客様は、1つのライセンスにつき、本製品をスタンドアロン版の場合は Microsoft® Windows® OS の単一のコンピュータおよび同様の機器で使用することができます。また、LAN 対応版の場合は、ネットワークで繋がれた Microsoft® Windows® OS の最大 3 台のコンピュータおよび同様の機器で同時に使用することができます。
- (2) お客様は、本契約による著作権等を第三者に売却、レンタル、リース、または譲渡することはできません。

第3条（制限）

- (1) お客様は、本製品の全部または一部を複製、複写、譲渡、頒布、または販売したりすることはできません。
- (2) お客様は、いかなる理由があっても本製品を改変することはできません。
- (3) お客様は、本製品の全部または一部をリバース エンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルすることはできません。
- (4) お客様は、本製品を用いて、FLIP コンソーシアムまたは第三者の著作権等の権利を侵害する行

為を行ってはなりません。

- (5) お客様は、本製品を中古品として第三者に再販売することはできません。本製品の使用許諾は、本製品を購入したお客様である法人、団体または個人に対して与えられており、お客様は本契約によって得た使用許諾の全部または一部を第三者に再許諾し、貸与し、もしくは担保に供することはできません。
- (6) お客様が本製品を使用できる地理的範囲は、本製品を購入時のお客様の住所もしくは主たる事業所が存在するその国内またはその地域（オリンピックで採用されている該当地域区分）内とします。
- (7) 法人または団体のお客様が本製品を使用できる範囲は、単一の法人格（以下、「同一法人」という。）内とし、子会社、関連会社、関係会社、グループ会社等、その呼称にかかわらず、法人格を別とする法人は含まれません。

第4条（有効期間）

本契約は、お客様がプロテクトキーのパッケージまたは ID・パスワード通知書の封筒を開封した時点から、本契約の規定に従って解除される場合を除き、有効に存続するものとします。

第5条（契約の解除）

- (1) FLIP コンソーシアムは、お客様が本契約または一般取引条件に違反した場合、催告なしに直ちに本契約を終了させることができます。
- (2) いかなる理由であれ、本契約が終了した場合、お客様は直ちに本製品の使用を中止し、本製品を FLIP コンソーシアムに返品するか、または破棄することに同意するものとします。
- (3) お客様は、いかなる理由であれ、お客様の本製品のダウンロード有効期間内に本契約が終了した場合、FLIP コンソーシアムが直ちにお客様のサポート会員サイトまたはダウンロードサイトへのログイン ID・パスワードを無効とすることに同意するものとします。

第6条（本製品の改定）

- (1) FLIP コンソーシアムは、お客様に事前に通知する義務を負うことなく、本製品に機能追加等の改定を行う権利を留保するものとします。
- (2) サポートサービスを契約しているお客様には、バグ対応等に係るアップデート版、または機能追加等に係るアップグレード版のプログラムを提供する場合があります。

第7条（責任の制限）

- (1) 本製品は、現状有姿で提供されるものとします。FLIP コンソーシアムは、本製品の使用による計算結果について一切保証するものではありません。また、本製品に関する第三者の権利の非侵害性、品質、性能、商品性、特定の目的に対する適合性について、明示的または黙示的に一切保証するものではなく、一切の瑕疵担保責任を負いません。

- (2) FLIP コンソーシアムは、本製品の使用によりお客様または第三者に発生した損害について一切の責任を負いません。
- (3) FLIP コンソーシアムは、理由の如何によらず、本製品が使用出来ない状態になったことによりお客様または第三者に発生した損害についても一切の責任を負いません。
- (4) いかなる場合であっても、FLIP コンソーシアムは、お客様その他の第三者に対し、本製品の使用に関するあらゆる損害・損失等を含め一切の直接的、間接的、特殊的、付随的または結果的損失、損害について責任を負いません（FLIP コンソーシアムがかかる損害の発生する可能性を知り得たか否かを問いません）。万一、FLIP コンソーシアムが本契約に基づきお客様に対して損害賠償義務を負った場合、いかなる場合であっても、本製品に関する FLIP コンソーシアムの責任は、本製品についてお客様が FLIP コンソーシアムに実際に支払った購入代金相当額を上限とします。また、FLIP コンソーシアムは、第三者のいかなるクレームに対しても責任を負いません。

第 8 条（本製品並びにログイン ID・パスワードの取り扱いおよび破損等）

- (1) お客様は、十分な注意をもって本製品およびサポート会員サイトまたはダウンロードサイトへのログイン ID・パスワードを適切に取り扱うものとします。
- (2) 一般取引条件第 7 条（3）に定める期間（以下「無償交換期間」）を経過した後に、破損、故障によりプロテクトキーが使用出来なくなった場合は、①本製品を購入後 5 年以内である場合、または、②別途サポートサービス契約に定めるサポート契約期間内である場合に限り、破損、故障したプロテクトキーの現品と交換の上、有償で再発行を行います。この場合、プロテクトキーの交換にかかる送料は、お客様の負担とします。
- (3) FLIP コンソーシアム側の原因によりプロテクトキーに欠陥がある場合は、①本製品を購入後 5 年以内である場合、または、②別途サポートサービス契約に定めるサポート契約期間内である場合に限り、無償交換期間を経過した後も欠陥のあるプロテクトキー現品と交換の上、無償で再発行を行います。この場合、プロテクトキーの交換にかかる送料は FLIP コンソーシアムにて負担します。
- (4) お客様にプロテクトキーが納品された後、破損、紛失、盗難等の如何なる理由でもプロテクトキー現品の交換が不能となった場合においては、FLIP コンソーシアムは一切の補償およびプロテクトキーの再発行は行いません。
- (5) サポート会員サイトへのログイン ID・パスワードの紛失については、別途サポートサービス契約にて定めるものとします。
- (6) ダウンロードサイトへのログイン ID・パスワードの紛失については、別途一般取引条件にて定めるものとします。
- (7) 本製品をインストールしたコンピュータおよび同等の機器の故障等により、本製品が使用できなくなった場合、FLIP コンソーシアムは、プロテクトキーを除く本製品に対する補償および再提供は行いません。ただし、①別途サポートサービス契約に定めるサポート契約期間内である場合、または、②別途一般取引条件に定めるダウンロード有効期間である場合は、この限りではありません。

第9条（変更）

- （1） FLIP コンソーシアムは、お客様の事前の許可および事前の通知なしに、本製品の仕様の変更を行うことができます。
- （2） FLIP コンソーシアムは、お客様の事前の許可および事前の通知なしに、本契約書の内容を変更、追加、または廃止等の改定を行うことができるものとします。なお、改定以降に本製品の使用を継続した場合、お客様は、改定後の契約に同意したものとします。
- （3） FLIP コンソーシアムは、本契約書の内容を変更した場合、変更後の本契約書および変更された条項の通知を FLIP コンソーシアムのウェブサイト(<https://www.flip.or.jp>)内において、公開するものとします。

第10条（その他の条件）

本契約書の条項のいずれかについて、適用される法令によって無効となった場合でも、他の条項は引き続き効力を有し、当該条項は法令で有効と認められる範囲で依然として有効に存続するものとします。

第11条（損害賠償および準拠法）

- （1） お客様が本契約書のいずれかの条項に違反したために FLIP コンソーシアムが損害を受けた場合、お客様は FLIP コンソーシアムに対し損害賠償の責を負うことがあります。
- （2） 本契約書は、効力、解釈および履行を含むすべての事項について、日本国の法律を準拠法とします。
- （3） 本契約書に関する紛争の解決については、日本国の京都地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

【本製品に関する FLIP コンソーシアムの商標】

FLIP ROSE is registered trademark of General Incorporated Association FLIP Consortium in Japan and other countries.

【本製品に関する第三者の商標】

Intel and Intel Core are trademarks of Intel Corporation or its subsidiaries.

Microsoft and Windows are registered trademarks of Microsoft Corporation in the United States and other countries.

Sentinel is registered trademark of SafeNet, Inc. in the United States and other countries.

附則

本契約の制定施行：2016年3月1日

最終改定：2021年2月19日

以上